

「令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務」委託仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

令和7年度 ライトライン事業等に係る市民理解促進支援業務

2 業務の目的

ライトラインに係る市民理解の促進を図るため、宇都宮市（以下、「本市」という。）が様々な媒体・手法を活用し、ライトライン等に係る情報を分かりやすく正確に発信する取組を進めていくうえで、当業務委託によりデザイン制作やPR企画立案の支援を受けることを目的とする。

3 業務の背景及び趣旨

- ・ 本市では、人口減少や少子・超高齢化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなう「スーパースマートシティ」の実現に取り組むとともに、その実現に向け、まちの「土台」となるコンパクトなまちが公共交通でつながった「ネットワーク型コンパクトシティ（以下、「NCC」という。）」のまちづくりを進めている。
- ・ ライトラインについては、NCCの形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要であり、令和5年度には優先整備区間であるJR宇都宮駅東側が開業した。駅東側の利用者数は着実に増加しており、特に社会人や学生が新生活を迎える令和6年4月以降、平日を中心に急増し、通勤・通学や私事目的など日常利用が定着してきている。
- ・ JR宇都宮駅西側延伸については、NCC形成の効果を早期に発現させるため、「宇都宮駅東口停留場」から「県教育会館付近」までの約5kmを整備区間とし、早期開業を目指して各種検討を進めているところである。令和7年2月には、大通りの導入空間に係る基本的な整備方針を示したところであり、今後とも、駅西側延伸とまちづくりを一体的に捉えた市民理解の促進に取り組み、機運醸成を図っていく必要があると認識している。
- ・ こうしたことから、受注者の持つデザインに関するノウハウや企画力、広報に関する幅広い知識と経験を活用し、さらなる駅西側延伸の機運醸成及び利用促進を図るため、ライトライン等に係る市民理解促進の取組に対する支援業務について広く企画提案を募集するものである。

4 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

5 予算上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すため、参考として業務履行に要する経費として示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること

※ この金額を超えて提案書が提出された場合は『失格』とし、提案内容に対して評価は行わない。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行にあたり、受託者は本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に明記なき事項であっても本業務遂行上、必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 企画提案業務

企画提案の内容は、第3章 特記仕様によるものとする。

3 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

4 権利の帰属

本業務に基づく成果品に係る著作権等の権利は、全て本市に帰属するものとする。

5 業務体制

- (1) 受託者は、本業務が本市の将来にわたる発展につながる重要な事業を支えるものであることを十分に理解し、適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、常に本市と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとする。
このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (4) 受託者は上記の業務体制について役職、担当業務、担当者名などを明確にしたうえで、本市に報告するものとする。

6 関係機関等との協議

本業務の遂行上、必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとする。

また、本市から貸与を受ける資料については、そのリストを提出し、業務完了とともに返却することとする。

なお、業務完了前においても本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却するものとする。

9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
業務工程表，業務主任担当者届，課税事業者届出書
- (2) 業務完了時
業務完了届，成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

10 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時、及び随時、必要に応じて行うものとする。

11 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 報告書 2部
- (2) その他、関係資料 一式
- (3) 本業務にて作成した成果品に係る電子データ等の媒体（CD-ROM等） 一式

12 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、本市の審査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、審査合格後、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

13 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記するものとする。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあたっては、Microsoft Office 2019 あるいはこれと互換性のあるものを使用すること

第3章 特記仕様

委託業務の実施内容は以下のとおりとする。なお、委託業務の実施時期については本市の指示に基づくものとする。

1 企画提案を求めるもの

(1) 駅西側延伸に向けた現状分析など

現在の社会情勢や市民感覚等の分析を含め、ライトラインに係るこれまでの取組の検証を行った上で、令和7年度において、さらなる駅西側延伸の理解促進・機運醸成を図るため、本市が特に注力すべき点について情報発信の内容、対象（ターゲット）や伝え方（切り口）などの視点を含めた事業者としての考え方を提案すること。

また、これ以降の企画提案及び仕様書に基づき実施するものについては、上記の考え方を十分に踏まえること。

(2) 駅西側延伸の理解促進・機運醸成に係る企画提案

ア) 与条件

- ・ 駅西側延伸の理解促進・機運醸成のため、これまで、「大通り導入空間のVR」や「ライトライン駅西側延伸のイメージイラスト」等を制作してきたところであり、それらを踏まえた上で、さらなる駅西側延伸の理解促進・機運醸成につながる効果的なPRの手法について、周知ツール等のデザイン案も併せて提案すること。
※デザイン案については、1点以上の提案を必須とする。
- ・ 提案にあたっては、その手法を取るに至った意図や現状分析、ターゲット、見込まれる効果等を具体的に示した企画書を作成し、これに基づき説明を行うこと。なお、事業の検討途上にある内容については、仮定の表記で示すものとする。

イ) その他

- ・ 提案する手法が紙媒体等の場合、印刷に係る費用は当委託業務の費用には含まない。
- ・ 駅西側延伸を応援するメンバー（個人、団体、企業）を募集する取組である「teamNEXT 2.0」と連携した企画も可とする。
※参考URL teamNEXT 2.0 <https://u-movenext.net/team-next/>

2 仕様書に基づき実施するもの

(1) 双方向の取組

ア) 商業施設やイベント等へのブース出展支援

- ・ 駅西側延伸の検討状況等について、多くの市民の方との意見交換の場を設けるため、商業施設やイベント等においてオープンハウス形式のブース出展をすることから、これに必要な支援を行うものとする。
- ・ ブース出展については原則、本市域内の会場で開催されるものを対象に5回を予定する。
- ・ 当業務にあたっては、ブース来場者の理解が深まる展示方法について助言を行うとともに、出展料（会場借上費含む）及び展示に必要な備品・機材の調達、展示用パネルの作成に係る一切の費用を見込むものとする。
- ・ 展示用パネルについては、事業の進捗に応じて検討状況等を分かりやすく発信するためのデザインを2種類程度作成する。規格はA1サイズ・片面・フルカラーとする。
- ・ ブースでの説明については、本市職員等が従事するものとし、説明者に係る費用は別途、本市において対応する。
- ・ 出展費用については、1回の出展あたり、約100,000円（レンタル物品込み）を見込むものとする。

(2) 幅広い情報発信

ア) 広報うつのみやの原稿作成

- ・ 毎月発行される「広報うつのみや」に掲載するライトラインページの原稿作成を行う。
- ・ 原稿作成は全10回行うこととし、作成の時期については、本市より別途指示する。
- ・ 校了した原稿については本市が別途、実施する「広報うつのみや」の制作・印刷等を受託する事業者に対し、適切な方法を用いて必要なデータを提供するものとし、本業務においては「広報うつのみや」本体の制作・印刷・発行等は見込まない。
- ・ 規格等については以下のとおりとする。
 - ① 通常ページ1：A4，色彩：フルカラー（4C），数量：1ページ／3回
 - ② 通常ページ2：A4，色彩：フルカラー（4C），数量：2ページ／6回
 - ③ 特集ページ：A4，色彩：フルカラー（4C），数量：8ページ／1回

イ) 事業周知チラシの原稿作成

- ・ 事業の進捗に応じて発行する周知チラシの原稿を作成する。
- ・ 周知チラシの規格は原則、A3サイズ・片面・フルカラーとし、大まかなレイアウトについては、既に発行されている既存のチラシとの連続性を十分に配慮するものとする。
- ・ 委託期間中、5回の原稿作成を予定する。
- ・ 周知チラシの印刷に係る費用は、当委託業務の費用には含まない。

(3) 参加・体験の取組

ア) 市民参加型イベントの実施

- ・ 店舗や企業等と連携するなど、多くの市民が参加できるマイレール意識醸成や駅西側延伸の機運醸成等につながるイベントを実施する。
- ・ 開催日時及び会場は下記のとおり想定しているが、詳細については、委託者・受託者間での協議の上、決定する。

[想定日時] 11月上旬の休日（1日）
[想定会場] JR宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ
- ・ なお、当業務に係る費用は500万円程度を見込むものとし、実施に係る運営費用についても含むものとする。

(4) その他

ア) 屋外広告物の設置・点検

- ・ 事業の進捗に応じて、事業周知に係る屋外広告物等を設置する。
- ・ なお、設置に係る一切の経費（デザイン費、作業費等）は受託者の負担とする。
- ・ 設置した屋外広告物（既存のもの※含む）については、定期的に点検するものとし、点検結果については速やかに委託者に報告すること。

※ J R 宇都宮駅東西自由通路横断幕 2 枚、ポケットパーク看板 1 台

3 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり、ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりやスーパースマートシティなど、関連が深い施策・事業について留意するとともに、ライトライントータルデザイン業務、交通未来都市うつのみやオープンスクエア運営業務、ライトライン公式ポータルサイト運営業務など、ライトライン事業推進に係る他の業務について理解し、関連する関係機関、団体、事業者等と緊密な連携・調整を図りながら取り組むものとする。

(参考情報 ライトライン 公式ポータルサイト)

<https://u-movenext.net/>

(参考情報 本市ホームページURL)

- ・ 芳賀・宇都宮 L R T 「ライトライン」

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/lrt/index.html>

- ・ ネットワーク型コンパクトシティ

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/machizukuri/1021910.html>

- ・ スーパースマートシティうつのみや

<https://ssc.city.utsunomiya.lg.jp/>

- ・ 交通未来都市うつのみや

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/1035021/1012662.html>

- ・ 宇都宮都市交通戦略

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/1035021/senryaku/index.html>

- ・ バス・公共交通

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/kokyo/index.html>

- ・ 地域内交通

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/chiikinai/index.html>

- ・ J R 宇都宮駅西口周辺地区のまちづくり

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/machizukuri/nishiguchi/index.html>

- (2) 提案した事業が正式に決定された後、速やかに具体化できる提案とすること。
- (3) 本業務に要する経費については仕様に定められているものを除き、作成に伴う費用、印刷に伴う費用、発信に伴う費用に加え、使用料や謝礼など、必要と思われる一切の費用を含めて見積もるものとする。
- (4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者が負担するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の一部を下請業者に発注しようとするときは、原則、市内業者から選定するよう努めるものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定するものとする。